

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年2月16日（平成30年（行情）諮問第105号）

答申日：平成30年11月13日（平成30年度（行情）答申第316号）

事件名：特定個人に係る死刑執行上申書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書1，文書2及び文書6（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした各決定については，審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年12月7日付け法務省刑総第1390号（別紙の2に掲げる文書1ないし文書4のうち，文書1及び文書2につきその一部を開示し，文書3及び文書4につきその全部を開示する内容の決定。以下「第1390号決定」という。）及び同月13日付け法務省刑総第1470号（別紙の2に掲げる文書5ないし文書8のうち，文書6及び文書8につきその一部を開示し，文書5及び文書7につきその全部を開示する内容の決定。以下「第1470号決定」という。）により法務大臣（以下「法務大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下，併せて「原処分」という。）につき，その一部を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人は，平成29年12月7日と同13日，法務省から原処分を受けた。不開示とした理由について法務省は「特定の個人を識別することができる情報，個人の権利利益を害するおそれがある情報，刑の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められることにつき相当の理由がある情報が記録されている」としているが，特定個人（死刑囚。以下同じ。）を識別できる情報として氏名や生年月日が開示されており，矛盾している。その他の部分についても開示すべきである。また，特定個人は逮捕から死刑執行直前まで一貫して冤罪を主張しており，犯罪事実を一切認めていない以上，不開示にされた部分に個人の権利利益を害するおそれがある情報が書かれているとの主張は成り立たない。さらに，刑は既に執行されており，支障を及ぼすおそれもない。以上の理由で，原処分は法の規定に違反しており，違法である。

特定個人は再審請求中に死刑を執行されている。再審請求中の執行には、より慎重な判断が必要だが、当該文書の大部分が不開示とされたことにより、法務省が執行対象者を選んだ理由も一切うかがい知れない。死刑廃止を求める声も根強い中、議論を深めるための情報公開が求められている。前例踏襲の安易な不開示は厳に慎むべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 死刑の執行に関する情報の一般的性質

情報公開制度では、情報開示を受けた国民に対し、守秘義務を課しておらず、また、同種の請求に対しては同様に情報開示を行うことから、情報開示に伴う弊害の有無・程度については、報道やインターネット等を通じ、開示した情報が国民に広く公開され、また流布されることもあり得ることを前提として慎重に検討されなければならないものであるところ、受刑者一般の情報は、本人やその家族等の関係者にとっては最も知られたくない個人情報の一つであるから、その取扱いには最大限の配慮を必要とすることについては論をまたない。

そもそも、国家の刑罰権の作用は、本来、刑の執行そのものに限られるのであって、国家機関が刑の執行の事実を殊更に公表することにより、受刑者やその関係者に、刑罰が本来予定している以上の不利益や精神的苦痛を与えることは相当でない。

受刑者一般の情報が国民に広く公開されることになれば、受刑者本人の名誉のみならず、同人及びその関係者の生活の平穩を害し、受刑者の改善・更生を阻害するおそれが極めて高いものであるから、受刑者に関する情報は、基本的には情報公開になじまない性質の情報であることを前提とした慎重な検討を必要とする。

特に、死刑を執行された者に関する情報を公開することは、その究極の刑罰性に照らして、死刑を執行された者やその関係者に不利益や精神的苦痛を与えることとなりかねないこと、他の死刑確定者（未執行者）の心情の安定を損なう結果を招きかねないことなどの問題があるため、極めて慎重な考慮を要するものである。

他方で、死刑執行に関する情報については、その刑罰権行使が適正に行われていることについて国民の理解を得る必要もあり、可能な範囲で情報を公開するべきものと考えられるため、これらの点を慎重に考慮した結果、法務省では、平成10年11月以降、死刑の執行後に執行の事実及び執行された者の人数についてのみ公表し、その他の情報については公表を差し控えていたところ、平成19年12月7日の死刑の執行から、更に、死刑を執行された者の氏名、生年月日、犯罪事実及び執行場所を公表することとしている。

これは、死刑が適正に執行されていることについて国民の理解を得るた

めに、必要な範囲で情報公開を進めることが重要であると考えたことによるものであるが、もとより、死刑が人の生命を絶つという極めて重大な刑罰であって、死刑を執行された者に対し、刑の執行を受けたこと以上の不利益を与えることは可能な限り避けなければならない、死刑を執行された者の人格等に対し最大限の配慮をすべきであることは言うまでもない。

したがって、死刑の執行に関して公開する情報については、公表された情報の範囲を厳格に捉えつつ、以下に指摘するような配慮の下、極めて慎重に取り扱われるべきものである。

#### (1) 死刑を執行された者等に対する配慮

死者であっても、その外部的名誉や人格的価値に対して法律上の保護が与えられるべきものであることは、法にいう「個人」には死者も含まれているとされていることや刑法230条2項が死者の名誉毀損罪を設けていることの趣旨からも明らかであり、死者の名誉やプライバシーへの配慮は不可欠である。

死刑を執行された者についても、重罪犯であり死刑を執行された者であるとはいえ、先に述べたとおり、国家の刑罰作用は、本来、刑の執行そのものに限られるものであり、それを超えて、国家機関が刑の執行の事実を殊更に公表して、死刑を執行された者について不利益を与えることは相当ではない。

また、死刑を執行された者の遺族への配慮も必要である。当然のことながら、死刑を執行された者の遺族には、罪はない。遺族の中には、死刑を執行された者が社会から見れば重罪犯であるとはいえ、これに対して愛慕崇敬する感覚を有する者も存在するのは当然であると考えられるし、また、他方で、現実的には、重罪を犯した者の家族として社会から痛烈な批判を受け、このような批判が風化することを待ちながら、身を潜めて慎ましやかに暮らしている者もいると考えられ、死刑を執行された者にも増してその遺族に対し十分な配慮が求められるところである。

そのみならず、不用意に死刑執行に関する情報を公開することは、被害者遺族に対して事件やその憎むべき犯人に関する忌まわしい記憶を呼び覚まさせることにつながり深刻な二次被害の懸念もあることや、被害者遺族の心情を損ない、その生活の平穩を脅かすことも考えられる。

したがって、死刑執行に関する情報は、このような死刑を執行された者の名誉やプライバシーへの配慮にとどまらず、その遺族や事件の被害者遺族のプライバシーや生活の平穩に対しても、慎重かつ細心の配慮を行う必要があるのであって、このような意味で個人情報の中でも極めて配慮を要するものであると言えるから、その公開に当たっては、このことに十分に配慮することが求められると言わなければならない。

#### (2) 死刑確定者（未執行者）に対する配慮（「刑の執行その他の公共の安

全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるにつき相当の理由がある情報」であること)

既に死刑を執行された者に関する情報は、単に事案や捜査経過のみならず、その手続的経過に関する情報を含めて、これから死刑という極刑の執行を待つ死刑確定者（未執行者）にとっては、極めて強い関心を有する事柄である。

死刑確定者（未執行者）の中には、情報公開を含め様々な手段を駆使して死刑執行に関する情報を収集し、自己に対する刑の執行日や移送のタイミング等を予想しようと試みる者もいる。

そこで、たとえ断片的なものであっても、死刑の執行に関する手続経過に関する情報が開示されれば、このような情報を基に死刑確定者が自らの執行時期や移送のタイミングを予想し、次に死刑を執行されるのが自分ではないかなどといった勝手な憶測により、逃走を試みたり、精神的動揺や苦悩にさらされた結果、食事を摂らなくなって著しく健康を害したり、また、絶望感から自殺を試みたりするような事態となれば収容業務にも著しい支障を来し、結果的に確定した裁判が実現されず、今後の安定的な死刑の執行に重大な事態を招きかねない。そこで、このような事態を未然に防止するため、刑事施設においては、平素から、死刑確定者（未執行者）の心情の安定確保に最大限かつ細心の配慮を行っているところである。

したがって、究極の刑罰である死刑の執行に関する情報の取扱いに当たっては、他の刑罰に比べても特に死刑確定者（未執行者）の心情の安定確保に十分配慮することが求められるところである。

- (3) 以上のとおり、一般的に、死刑の執行に関する情報には、死刑を執行された者に係る事案や捜査経過のみならず、死刑の執行に至る具体的な手続経過や処遇の内容等にまで及ぶものであり、これらの個別の事項は、死刑を執行された者の個人情報（法5条1号）であるとともに、公にすることにより、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（同条4号）に該当し得るものであるから、情報公開の可否を検討するに当たっては、慎重の上にも慎重な検討を行う必要がある。

## 2 本件開示請求に係る行政文書及び審査請求人の主張について

本件開示請求に係る行政文書は、死刑に関する文書（特定の被執行者に係るもの）であり、本件審査請求に係る行政文書について、各文書の不開示部分の不開示情報該当性は以下のとおりである。

### (1) 各行政文書に共通する情報について

#### ア 死刑を執行された者の個人情報について

死刑を執行された者の職業、本籍、住居が法5条1号の「個人に関

する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」又は「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明らかであり、また、同条1号ただし書イに該当しないことも明らかであるから、これらの情報は不開示とするのが相当である。

この点、審査請求人は、氏名や生年月日が開示されており、対応が矛盾している旨主張するが、氏名や生年月日については、死刑執行後に公表している情報であり、法5条1号ただし書イに該当するため開示しているものであって、本主張は失当と言わざるを得ない。

なお、法6条2項に定める部分開示の可能性についても、原処分において当該死刑確定者の氏名及び生年月日が既に開示されているため、同項適用の余地はない。

#### イ 死刑執行に関与した職員に関する情報について

執行立会者等の死刑執行に関与した職員の氏名については、これらの情報が公にされた場合、死刑執行に関与した職員やその家族等に誹謗、中傷又は攻撃が加えられるなど当該職員やその家族等の生活の平穩等が害されるおそれがあるほか、そのような事態の生じることを懸念して、死刑執行への関与を命じられた職員がその職務の遂行をちゅうちょすることも否定できず、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、その結果として、今後の適正な死刑の執行に支障が生じ、公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであるから、法5条4号に該当することは明らかである。

### (2) 「死刑執行上申書」について

#### ア 移送の日について

標記事項には、死刑を執行された者の身柄の移動状況が記載されている。

「移送の日」とは、死刑を執行された者を死刑執行の設備がある刑事施設に移送した日である。これを開示すると、死刑確定者（未執行者）が自分が移送された日を基に自分の死刑執行時期等を様々に想像し、心神の安定を害するおそれや逃亡を試みるなど死刑の執行や収容業務上の重大な支障となるおそれがあり、法5条4号に該当するものである。

#### イ 訴訟記録の冊数について

「訴訟記録の冊数」に関する情報が開示された場合には、死刑確定者（未執行者）がその多寡を死刑を執行された者ごとに比較して、その冊数が執行の時期を左右するとの憶測（冊数の少ない者の方が検討に要する時間が短く、早期に執行されるなど）を抱かせかねず、

死刑の執行や収容業務の重大な支障となるおそれがあり、法5条4号に該当するものである。

ウ 捜査の端緒及び検挙されるに至った経緯について

標記事項については、死刑を執行された者が検挙されるに至った経緯等が記載されているところ、その中には、死刑を執行された者や被害者に関する極めて具体的な情報も含まれており、このような情報が死刑を執行された者やその関係者のみならず、被害者やその遺族等の事件関係者のプライバシーにも密接に関わる情報であることはこれまで述べたとおりであり、極めて配慮を要する個人情報であることは明らかであり、法5条1号に該当するものである。

(3) 「死刑執行について（決裁文書）」について

標記行政文書は、主として死刑確定者に対する死刑執行命令の発付方について法務大臣の決裁を仰ぐために作成される文書であるから、その内容は、個別事案ごとに死刑執行の相当性について具体的に検討するものとなっている。

平成19年12月7日以降の死刑執行について開示することとした「第1犯罪事実の概要」については、同日以後、法務大臣が犯罪事実の概要等につき公表することとしたことに伴い、これに相当する部分を、法5条1号又は2号イに該当する被害者の氏名等を除き開示することとしたが、それ以外の、死刑執行の相当性検討の過程に関する情報を公にした場合、死刑確定者（未執行者）が同情情報を基に、次の死刑が迫っているのではないかと、また、次に執行されるのが自分ではないかなどと勝手な想像をめぐらせて逃走・自殺などを試みたり、精神に著しい支障を来すことも予想される。

また、検討の過程には、死刑を執行された者に係る有罪判決において認定された事実や捜査の経過等が詳細に記載されているところ、その中には、死刑を執行された者の生い立ち、家族関係、健康状態等の同人の身上事項、具体的な犯行に至る経緯や犯行状況（裏を返せば、被害者の具体的な被害態様）、被害者の身上に関する極めて具体的な情報も含まれており、このような情報が死刑を執行された者やその関係者のみならず、被害者やその遺族等の事件関係者のプライバシーにも密接に関わる情報であることはこれまで述べたとおりであり、極めて配慮を要する個人情報であることは明らかである。

もとより、これらの内容については、公開の法廷における審理の過程において、公にさらされることもあるところではあるが、裁判の公開は、裁判の公正及び司法権に対する信頼確保の要請に基づき行われているものであるから、ある情報が裁判の場において明らかにされたことがあったとしても、そのことをもって同情情報がその後もあらゆる場面において

一般に公にされているものとまで認めることはできない。

また、死刑の執行に伴い、これらの情報が開示されることを死刑確定者（未執行者）が知れば、自分の所業が世間の注目を集め、当該死刑確定者の関係者に不利益を与えることを懸念し、その心情の安定を害するおそれがあり、その結果、刑の執行や収容業務の重大な支障となるおそれがある。

以上の理由により、標記行政文書の不開示部分について、法5条1号及び4号に該当し、不開示が相当と判断したものである。

なお、標記事項はプライバシー性を有しない情報と一体として記述され、当該部分を容易に区分して除くことができないため、法6条1項の適用はない。また、同条2項についても、原処分において死刑を執行された者の氏名及び生年月日が既に開示されているためその適用の前提を欠く上、その他の部分を開示した場合には、明らかに死刑を執行された者の権利利益を害することとなるとともに、被害者等に関しては、個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いたとしても、それ以外の具体的な被害態様等が明らかとなれば被害者等が精神的苦痛を受けるとその権利利益が害されるおそれが認められることから、同項による部分開示は認められず、いずれにしろ、部分開示の余地はなく、全体として不開示とするのが相当である。

(4) 「死刑執行報告書（「死刑執行終了について（報告）」）」について

標記行政文書に添付された死刑執行始末書謄本の不開示部分中、「執行経過」欄には、これまで一切公にされていない死刑執行当日の具体的な手続経過や執行の一部始終が時系列に沿って記載されているところ、どのようにして死刑を執行され最期を迎えたのかという事実は、死刑を執行された者及びその遺族にとって最も秘匿しておきたい事柄であると言え、これが一部であっても開示されれば、死刑を執行された者やその遺族の名誉やプライバシー、そしてこれが報道等を通じて大々的に公になることにより死刑を執行された者の遺族のみならず、被害者の遺族に対しても、事件の忌まわしい記憶を呼び覚まして、その生活の平穩を失わせ、更なる精神的苦痛を与えるなど、個人の権利利益を著しく害するおそれがある。

項目ごとに具体的に説明すれば、執行経過のうち、死刑執行を告知された状況及び執行状況については、上記のとおり、個人の権利利益を著しく害するおそれがある事項であることは明白である。

また、当日の、執行に至るまでの状況等の情報については、刑罰の執行事務に影響を与える事柄であることはもとより、個人の権利利益という観点からも、死刑の執行過程において、当該死刑を執行された者やその遺族の名誉やプライバシーを傷つけ、更には、被害者の遺族の感情を

損ない、その生活の平穩を失わせ、更なる精神的苦痛を与えるなど、これらの者の権利利益を害するおそれがあるものである。

また、このような情報は、死刑執行手続そのものが記載されているものであるから、たとえ断片的なものであっても開示された結果、死刑確定者（未執行者）がこのような情報に接したならば、自分が死刑を執行される場面を具体的に想像するなどして精神的動揺などを来し、結果的に確定した裁判が実現されず、今後の安定的な死刑執行事務に重大な支障が生じるとともに、公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

以上の理由により、標記事項について、法5条1号及び4号に該当し、たとえ一部であってもこれを開示すべきではないから、項目全体に対し不開示が相当と判断したものである。

#### (5) その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、本件被執行者が一貫して犯行を否認していた以上、不開示にされた部分に個人の権利利益を害するおそれがある情報が書かれているとの主張は成り立たない旨主張するが、不開示情報該当性が死刑を執行された者の認否に左右されるものではないことは明らかであり、本主張は失当と言わざるを得ない。

### 3 結語

以上の次第であるから、審査請求人の主張については理由がなく、法5条1号及び4号に該当するとして、一部不開示とした法務省の判断は相当であると考えらる。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年2月16日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月27日      | 審議            |
| ④ 同年10月26日   | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年11月9日    | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1(1)ないし(5)に掲げる文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、別紙の2に掲げる文書1ないし文書8(以下、順に「文書1」ないし「文書8」という。)を特定し、そのうち、文書1及び文書2(第1390号決定の関係)並びに文書6及び文書8(第1470号決定の関係)について、その一部が法5条1号及び4号に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書によると、特定個人の情報に関



する不開示部分がない文書 8 を除く、文書 1、文書 2 及び文書 6 に係る不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）について開示するよう求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

### (1) 文書 1 に係る本件不開示部分について

#### ア 法 5 条 1 号本文前段該当性について

標記の文書は、特定高等検察庁検事長が法務大臣に対し、死刑確定者である特定個人に対する死刑執行の上申をするに当たり作成された文書であるところ、特定個人の氏名が開示された状態で、特定個人の「1 死刑確定者」欄中の「職業」・「本籍」・「住居」の各欄、「4 移送の日」欄及び「7 訴訟記録の冊数」欄の各記載内容部分の全部並びに「8 備考」欄（別紙を含む。）の記載内容部分の一部が不開示とされていると認められる。

そこで検討すると、法 5 条 1 号の「個人に関する情報」には、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等全ての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味し、死刑執行に係る情報も、当然に当該死刑確定者に係る個人情報そのものであるといえる。

そうすると、標記の文書は、死刑確定者である特定個人に係る個人に関する情報が、特定個人の氏名、生年月日等を含む形で記載されていることから、全体として特定個人に係る法 5 条 1 号本文前段の情報であって、特定個人を識別することができるものに該当すると認められる。

#### イ 法 5 条 1 号ただし書該当性について

標記の不開示部分に記載された特定個人に係る情報は、死刑執行の上申に当たり、事案の概要や捜査の経過等が克明にうかがえる情報であると認められるところ、死刑執行の上申に当たって、どのような内容の情報が記載された文書がどの程度付されているのかについて、広く一般に公にする法令や制度があるとは認められないだけでなく、その性質上、これらは極めて機微な情報であるから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとも認められない。

したがって、標記の不開示部分に係る情報については、法 5 条 1 号ただし書イに該当するものとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

#### ウ 部分開示（法 6 条 2 項）の可否について

標記の文書は、上記アのとおり全体として特定個人に関する情報であって、そのうち特定個人を識別することができることとなる記述等の部分である特定個人の氏名が既に開示されている以上、部分開示の余地はない。

エ したがって、文書1に係る本件不開示部分は、法5条1号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書2に係る本件不開示部分について

ア 法5条1号本文前段該当性について

標記の文書は、特定個人に対する死刑執行についての法務省内の決裁文書であるところ、1枚目の特定個人の氏名が開示された状態で、2枚目の「起案者」欄及び当該死刑確定者の「本籍」欄の各記載内容部分の全部並びに「第1 犯罪事実の概要」欄の関係者の氏名が開示とされている外、2枚目20行目以降については全部が開示とされていると認められる。

そこで検討すると、上記(1)アのとおり、死刑執行に係る情報は当該死刑確定者に係る個人に関する情報そのものであるといえるところ、標記の文書は、死刑確定者である特定個人に係る情報が、特定個人の氏名、生年月日等を含む形で記載されていることから、全体として特定個人に係る法5条1号本文前段の情報であって、特定個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 法5条1号ただし書該当性について

(ア) 「起案者」欄以外の不開示部分について

標記の不開示部分には、特定個人の本籍の外、特定個人に係る詳細な経歴、犯行状況等が記載されていると認められるところ、このような内容について、広く一般に公にする法令や制度があるとは認められないだけでなく、その性質上、これらは極めて機微な情報であるから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとも認められない。

(イ) 「起案者」欄に係る不開示部分について

「起案者」欄には、起案者の印影及び内線番号が記載されているところ、当該起案者は、当該死刑執行に係る一連の手續に参与した法務省の職員であり、当該部分も、当該死刑確定者がいかなる者の参与した手續により刑を執行されたのかという観点から、死刑確定者である特定個人に係る個人に関する情報であると認められ、これを広く一般に公にする法令・制度ないし慣行があるとは認められない。

(ウ) したがって、上記(ア)及び(イ)のいずれの不開示部分も、法

5条1号ただし書イに該当するものとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

ウ 部分開示（法6条2項）の可否について

標記の文書は、上記アのとおり全体として特定個人に関する情報であって、そのうち特定個人を識別することができることとなる記述等の部分である特定個人の氏名が既に開示されている以上、部分開示の余地はない。

エ したがって、文書2に係る本件不開示部分は、法5条1号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 文書6に係る本件不開示部分について

ア 法5条1号本文前段該当性について

標記の文書は、特定高等検察庁検事長が法務大臣に対し、特定個人に対する死刑執行を終了した旨を、死刑執行始末書謄本を添付して報告した文書であるところ、死刑確定者（被執行者）である特定個人の氏名、生年月日等が開示された状態で、死刑執行始末書謄本中の特定個人及び特定刑事施設長を除いた者の氏名及び印影並びに特定個人の本籍の外、死刑執行始末書の別紙書面中の執行経過に係る記載内容部分が不開示とされていると認められる。

そこで検討すると、上記(1)アのとおり、死刑執行に係る情報は当然に当該死刑確定者に係る個人に関する情報そのものであるといえるから、標記の文書は、死刑執行始末書謄本を含めて、全体として当該死刑確定者に係る法5条1号本文前段の情報に該当すると認められる。

イ 法5条1号ただし書該当性について

(ア) 執行に関与した職員の氏名及び印影以外の不開示部分について

標記の不開示部分に記載された特定個人に係る情報は、死刑執行の詳細な経過など、個別の執行内容が克明にうかがえるものであると認められるところ、これらを広く一般に公にする法令や制度があるとは認められないだけでなく、その性質上、これらは極めて機微な情報であるから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとも認められない。

(イ) 執行に関与した職員の氏名及び印影に係る不開示部分について

執行に関与した職員についても、当該死刑確定者がいかなる者の立会いで刑を執行され、いかなる者により具体的に刑を執行されたのかという観点から、死刑確定者である特定個人に係る個人に関する情報であり、同様に、広く一般に公にする法令・制度ないし慣行があるとは認められない。

(ウ) したがって、上記(ア)及び(イ)のいずれの不開示部分に係る情報についても、法5条1号ただし書イに該当するものとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

ウ 部分開示(法6条2項)の可否について

標記の文書は、上記アのとおり全体として特定個人に関する情報であって、そのうち特定個人を識別することができることとなる記述等の部分である特定個人の氏名が既に開示されている以上、部分開示の余地はない。

エ したがって、文書6に係る本件不開示部分は、法5条1号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び4号に該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙

### 1 本件開示請求

- (1) 特定個人（特定年月日生まれ，特定年死刑執行済み）に関する「死刑執行起案書」
- (2) 特定個人（特定年月日生まれ，特定年死刑執行済み）に関する「死刑執行上申書」
- (3) 特定個人（特定年月日生まれ，特定年死刑執行済み）に関する「死刑執行命令書」
- (4) 特定個人（特定年月日生まれ，特定年死刑執行済み）に関する「死刑事件審査結果」
- (5) 特定個人（特定年月日生まれ，特定年死刑執行済み）に関する行政文書（①死刑事件審査結果，②死刑執行起案書，③死刑執行上申書，④死刑執行命令書の上記4点以外で，同一の行政文書ファイルに収められているもの）

### 2 処分庁が特定した文書

特定個人の死刑執行に関する以下の文書。

- 文書1 死刑執行上申書（本件対象文書）
- 文書2 死刑執行について（決裁文書）（本件対象文書）
- 文書3 死刑事件審査結果（執行相当）
- 文書4 死刑執行命令書
- 文書5 受領書（死刑執行命令）
- 文書6 死刑執行報告書（「死刑執行終了について（報告）」）（本件対象文書）
- 文書7 訴訟記録の返還について
- 文書8 受領書（刑事確定訴訟記録）